

OECD、BEPS 行動計画の第1次提言を発表

18 September 2014

In brief

2014年9月16日、OECDは「税源浸食と利益移転」、いわゆる Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画の第1次提言を発表しました。OECDでは、税源の浸食と納税の回避を狙った人為的な利益移転に対して包括的に歯止めをかけるため、国際的な課税規則と協調体制の設定を意図し、G20との共同プロジェクトを進めています。G20参加国である新興国を加えたメンバーによる議論にビジネス界からのコメントが反映され、行動計画の15項目中、7項目について今回発表されました。特に、今回の提言は9月20日から開催されるG20財務相会合(豪州:ケアンズ)でも、主要な議題としてとりあげられることが予定されており、経済界でも大きく注目されています。

今回の提言は基本的にはドラフトと位置づけられており、2015年に発表される他の提言と合わせて最終提言とされます。しかしながら、改正が予測される税制の対応には、社内方針の決定に時間も要します。納税者は、今回の提言を受けて、制度適用のための準備等、事前の検討を行っていくことが今後の企業経営の課題の一つと考えられます。

In detail

1. 税源浸食と利益移転(BEPS)に係る第一次提言の発表

OECDでは、税源の浸食と納税の回避を狙った人為的な利益移転に対処する国際協調体制を構築することを目的として、G20と共同でプロジェクトを進めています。参加国政府が、新たな国内規制により二重課税、コンプライアンス上の不当な負担、合法的な国際取引に対する制約を招くことがないよう取り計らいながら、税源を確保すると同時に、納税者が一層高い確実性と予測可能性を保てるよう、支援することを目的として、プロジェクトにおいて議論が行われています。

2013年7月に発表された行動計画では、2015年までに対処するべき主要15項目を定めています。その後、ワーキンググループに提出された各国でのコンサルテーションや国際連合での議論等を踏まえて検討が進められてきました。こうした幅の広い参加者による議論が行われていることから、提言に沿って各国で早い時期に各国で税制が整備されると考えられます。

特に、OECDモデル条約や移転価格ガイドラインについては、修正が早急に行われることになっています。また、現行の二国間租税条約に反映される時期については、税務上の技術的な壁に妨げられずに実行に移すことができる、多国間協定の実現に深く結びついています。

今回の第1次提言で発表された項目は、OECDで検討が進められている15項目のうち、以下の7項目です。

行動1：デジタル経済（電子経済）

電子経済の進展に伴う課題（課税のあり方）に対処する。

行動2：ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

税制のミスマッチを利用したハイブリッド事業体・商品の二重非課税等）の効果を無効化するような税法や条約のモデルの規定を新たに策定して、国際的に法人税課税に一貫性を持たせる

行動5：有害な税制上の慣行への対応

有害な税制上の慣行について、透明性と実態に考慮し効果的な対応を行う。

行動6：租税条約の濫用

国際基準上の特典を本来意図されていた形に戻し、租税条約の濫用を防止するよう、課税および関連する実態を修正する。

行動8：無形資産の移転価格ルール

無形資産の主要分野における移転価格上の問題に対処して、移転価格の結果と価値創造を整合させる。

行動13：移転価格文書と国別報告書のガイダンス

移転価格関連の文書化を改善すること、および国別報告の雛型（テンプレート）を定めることで、税務行政の透明性を改善して、納税者側にとっての確実性および予測可能性を高める。

行動15：多国間協定の実行可能性

二国間租税条約を改正する多国間協定策定の実行可能性について報告することで、BEPS行動計画の円滑な実施を促進する。

このうち、行動計画1（デジタル経済）と行動計画15（多国間協定の実行可能性）は最終報告です。具体的な内容及び実施方法については、今後さらに検討される予定です。行動計画5（有害な税制上の慣行）は中間レポートであり、2015年に最終提言が出されます。また、他の4項目は実施項目として位置づけられています。なお、行動計画5（有害税制への対応）と行動計画15（多国間協定の実行可能性）は今回初めて発表された提言です。

2. 納税者の対応

今回OECDから発表された提言は、これまで発表されてきたディスカッションドラフトの方針から大きな変更はありません。しかしながら、OECDがG20参加国を含む各国の幅広いコンセンサスを得て、租税回避に対処する国際協調体制の構築について方針をまとめていることは特筆すべきです。BEPSというテーマは、新興国にとっても見過ごすことのできない課題であり、今回の提言に新興国の取り組みが反映されていることは注目されます。

クロスボーダー取引や国際的な投資は、国際経済の発展に欠かせないものであるため、租税によってその進展が妨げられないことが求められます。そのためには、各国がOECDの提言に沿って、国際的に協調した税の仕組みを支持し、継続的に執行することが必要です。今後、各國では提言に基づき早急に税制を見直すことが予想されますので、納税者はこうした国際社会における税制の変化を認識し、コンプライアンスを高める対応を検討する必要があります。

今回の提言については、実務的な検討を経て2015年に発表される他の提言と合わせて最終提言とされます。しかしながら、今後改正が予想される各國税制への対応には、各社の社内方針の決定に時間も要するため、今回の提言を受けて制度適用のための準備をどのように進めていくか等、事前の検討を行っていくことが今後の企業経営の課題の一つと考えられます。

英文でのニュースレターについては、以下PwC Tax Policy Bulletinをご参照ください。PwCでは、引き続きBEPS行動計画の各提言を検討するニュースレターを発行する予定です。

PwC Tax Policy Bulletin: OECD's agreed recommendations on BEPS 2014 deliverables: Few surprises – but no let up
http://www.pwc.com/en_GX/gx/tax/newsletters/tax-policy-bulletin/assets/pwc-oecd-agreed-recommendation-beps-2014-deliverables.pdf

また、BEPS行動計画の第1次提言の詳細な内容につきましては、以下OECDのホームページをご参照ください。

<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-releases-first-beps-recommendations-to-g20-for-international-approach-to-combat-tax-avoidance-by-multinationals-japanese-version.htm>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com

シニア マネージャー

竹内 千尋

080-3122-7630

chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国 におよぶグローバルネットワークに184,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。